

# 県間通信用設備に係る主な論点

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課

## JAIPAからの意見

IPoE接続、QoS及びマイグレ後の電話接続において、NGN県間伝送路の利用は不可欠である。県間NWとボトルネック設備であるNGN県内NWは一体であり、また、県間NWについて長期にわたり低廉化が行われておらず、競争原理が働いていないと言えることから、県間NWはボトルネック設備である。すなわち、NGNは県間NWを含めて第一種指定電気通信設備とするか、又はそれと同等の規制を課し、接続制度が持つ公平性、透明性、適正性を担保することが必要である。

なお、PPPoEによる単県接続が可能という理由からIPoEの県間NWの不可避性が低いというのであれば、PPPoE接続がこれからも主要であるという前提に立つことから、PPPoE接続において利用者保護の観点等からも問題がなくなるよう、網終端装置の増設基準をトラヒックベース基準とするなど、PPPoE接続における利用の障害を除去する必要がある。

## ソフトバンクからの意見

県間設備を考える上では、第一種指定電気通信設備と一体利用されているかどうか最も重要な観点である。また、不可避性は、一体利用される全てのサービスに存在するものである。IPoE接続等は、東京・大阪等にPOIが限定されているため、POIのない東京・大阪等以外の地域からは県間設備を第一種指定電気通信設備である県内設備と一体利用するため、不可避性が存在する。

なお、IPoE接続を使用しなくとも、PPPoE接続を使用可能であるため不可避性は低いとの主張があったが、サービスによってはIPoE接続でなければ提供できないものがある。例えば、優先パケットを利用するサービスについては、IPoE接続が必須であり、当該サービスを提供する事業者は、優先パケット県間接続の料金に加え、VNE事業者を通して間接的にベストエフォート県間接続の料金も実質的に負担している。

また、BE県間接続、優先パケット県間接続、IP音声県間接続は、全て同じ県間設備を利用するものであり、接続料算定の考え方においては、三者間である程度整合性を確保することが必要ではないか。なお、トラヒックは毎年増加しており、機器の価格は毎年大幅に下がっていることから、NTT東西の県間接続料に反映する余地があるのではないか。

加えて、県間接続料の適正性、透明性、公平性に関して、事業者間のみ交渉では限界があり、非指定約款の規定では適正性がブラックボックスであるため、検証する観点からも、県間設備を第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものと整理し、接続料についても接続約款の認可条件に入れることが適切ではないか。

## KDDIからの意見

NGNの県間接続について、不可避性が高いのであれば、第一種指定電気通信設備と同等の規律を課すべきではないか。具体的には、第一種指定電気通信設備接続との接続を円滑に行うために必要なものとして、コロケーションと同様に、すでに認可接続約款に記載のある手続方法、手続にかかる標準的期間だけでなく、接続料も認可接続約款に記載することとし、NGNとの円滑な接続を確保すべきである。

また、NGNの県間接続にはいくつかパターンがあり、PPPoE接続のような各県にPOIが設置されているものは、NTT東西の県間設備を利用する選択肢や、各事業者がそれぞれ県間設備を設置する選択肢などがあり、コスト等を踏まえた事業者の判断に任されている部分がある。一方で、IP-IP音声接続等は、追加のPOIの設置は排除されていないものの、全体最適の観点から、基本的には東京・大阪で接続することが事業者間で合意されており、各県につなぐためには県間設備を使わざるを得ない。

このように、機能によって不可避性は異なるので、それに応じた考え方はそれぞれあり得るのではないか。

なお、IP-IP音声接続について、接続形態が対称だとしても、ボトルネック性や市場支配力が異なり、交渉力の差などがあるため、接続形態が対称だからといって対等であるわけではない。

## NTT東日本・西日本からの意見

BE県間接続、優先パケット県間接続に関して、PPPoE方式では各県にPOIを設置しており、IPoE方式では、東京・大阪以外にもブロックのPOI等の設置を進めており、今後も要望に応じて増設を検討する考えである。したがって、県間通信用設備は「自前構築」、「中継事業者からの調達」又は「当社の県間通信用設備の利用」という複数の方法から最適なものを選択可能であり、「県間通信用設備を利用せざるを得ない」との指摘には当たらない。なお、当社の県間接続料については、非指定設備に係る接続約款に規定しており、全ての事業者に対し同一の料金で提供しているところ、複数の事業者にも利用されていることから、合理的な水準であると考えている。

また、IP音声県間接続に関しては、トラフィックが縮小傾向となっていることを踏まえ、東京・大阪の2箇所にも全事業者共通のPOIを集約することで事業者間合意したものであり、当社と他事業者が対称・対等な関係で接続することから、当社のネットワークのみが不可避的な利用とはならないと考える。

以上を踏まえ、県間通信用設備の利用は、当事者間の協議にゆだねられるべきで、新たな規律は不要である。

## 辻座長の意見

(第19回)

・機器の値段が下がっているのに、なぜ接続料が下がらないのかについては、これまで長期増分費用モデル研究会において、安い機器が出てきた場合には入力値の見直しを行っている例があることから、同様のプロセスで議論できる。

## 相田座長代理の意見

(第20回)

・県間接続料に関して、実際に流れるトラフィック量に一切関係なく、POIで接続するポートの大きさによって料金を決めた理由は何か。県間接続料は、POIを設置した他事業者について、県内接続等に係る料金に上乗せされる額であり、ある大きさのポートを設置すると、1パケットでも県外トラフィックが流れる可能性があれば、実際のトラフィック量にかかわらず一定の額が上乗せされるという料金設定が適正なのか。

## 佐藤構成員の意見

(第19回)

・公正性と適正性の確保、あるいはその改善が大事という記述はもっともなことである。そのため、今回議論を進めていると理解。  
・機器の値段が下がっているようだが、なぜ接続料が下がらないのか。コストが下がっているのに料金が下がらないというのは、何らかの独占性や不可避性、あるいは代替性の少なさがあるのではないか。NTTが不可避性がないと主張するのであれば、データがあれば、機器のコスト減を反映させているが他にもコストがあるので下がっていないのか、反映されていないのかという点が分かる。なお、競争的な環境であり、コストに見合った料金が自然に成立していれば、認可は必要がない。

## 西村(暢)構成員の意見

(第19回)

・利用者の観点では接続されなければ意味がなく、接続事業者にとっては接続されてこそというところで、接続せざるをえない立場に置かれている可能性がある。電気通信事業法ではなく独占禁止法だが、接続せざるを得ないという状況において、優越されているあるいは劣後するような契約上の立場については規制対象になっているので、そのような観点も重要である。あわせて、不可欠性といった場合、誰にとっての不可欠性なのか、何をするための不可欠性なのかという観点も重要である。(辻座長:非常に大事な点で、今後議論を行っていくべきである。)

## 関口構成員の意見

(第19回)

・県間通信用設備については、手つかずの非指定設備であることから、ブラックボックスの中で契約が行われている状況である。NGN全体で見たときに、ここを通らなければサービスができないという不可避な部分である県間通信用設備がありながら、手も足も出ていない。そこに何らかの規律の議論の足がかりをつくりたいというのが今回の趣旨だと思う。より適切なサービスをより適切な価格で提供できるような仕組みをみんなで工夫できないかという思いである。(辻座長同感)

## 高橋構成員の意見

(第19回)

・利用者利益の確保という観点から、事業者間等によくコミュニケーションをとってほしい。開示できるところはお互い開示し、うまく当事者間でコミュニケーションをとり、平和にやっていただきたい。

1. 各事業者・団体間で意見の分かれている「IPoE接続における県間通信用設備(BE県間接続料・優先パケット県間接続料)の利用の不可避性」について、どう考えるか。特に、次の各指摘について、どう考えるか。

(1) KDDI・ソフトバンクからの、(IPoE接続のように) POIが設置される都道府県が限定される場合においては県間通信用設備の利用の不可避性がある旨の指摘

(2) ソフトバンクからの、① IPoEでなければ実現できないサービスがあるという指摘及び② 優先パケット関係機能を利用する場合には優先パケット県間接続料に加えてBE県間接続料を間接的に負担しなければならないという指摘

(3) NTT東日本・西日本からの、(POI設置都道府県が限定されているとしても)「当初から設置していた東京・大阪以外の道府県においてPOIの設置を進めており、今後も要望に応じて(POIの)増設を検討する考えであるので、県間通信用設備は「自前構築」、「中継事業者からの調達」又は「当社の県間通信用設備の利用」という複数の方法から最適なものを選択可能であることから、「県間通信用設備を利用せざるを得ない」との指摘には当たらない」という指摘

(4) 構成員からの、① BE県間接続料について「現在コストが下がっているのに料金が下がらないとすると、そこに何らかの不可避性等があるのではないか」との指摘(同旨:ソフトバンク・JAIPA)あるいは② BE県間接続料の料金の適正性の理解が難しい旨の指摘

2. IP音声県間接続の不可避性に関し、特に次の各指摘について、どう考えるか。

(1) NTT東日本・西日本からの、「当社と他事業者が対称・対等な関係で接続することから、当社のネットワークのみが不可避的な利用とはならない」という指摘

(今のところ、NTT東日本・西日本の県間通信用設備及び他事業者の同様の設備について、IP音声接続に当たっての利用の不可避性を否定する意見は寄せられていない(ただし他事業者設備については論点として挙げていなかったもの))

(2) KDDIからの、「確かに接続形態は対称となるが、ボトルネック性や市場支配力が異なり、交渉力の差などがあるため、NTT東日本・西日本と他事業者が「対等」とまでは言えないのではないか」という指摘

⇒これ対しNTT東日本・西日本からは、各事業者は利用者数だけで見ても相当の規模を有する携帯電話事業者のネットワークとも直接接続することになるものであり、どのネットワーク・事業者が交渉力や市場支配力を有するかとの観点の議論が必要である等の意見があった。

※NTT東日本・西日本とIGS接続を行う事業者(上記の「他事業者」にほぼ相当)は全国で22者存在(平成30年度末現在)